

## 令和7年第10回姶良市教育委員会定例会

日 時：令和7年11月7日 開会 午前9時50分 閉会 午前10時34分  
場 所：姶良市役所本館2階会議室1・2・3

### 1 出席者

前田教育長、岩元委員、藤田委員、高橋委員、勝間田委員

### 2 教育委員会事務局の出席者

享保教育部長、留野次長兼教育総務課長、松尾次長兼学校教育課長、折田次長兼社会教育課長兼図書館事務局長、坂元保健体育課長

### 3 議事

議案等番号	件 名	結果
議案第36号	姶良市立学校等在り方検討委員会要綱の制定に関する件	可決
議案第37号	姶良市育英資金事務取扱要領の一部を改正する訓令に関する件	可決
議案第38号	姶良市立学校管理規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第39号	姶良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関する件	可決

### 4 議事録

- 教育部長 ただいまから令和7年第10回姶良市教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の議題は議案4件となっておりますのでよろしくお願ひいたします。  
それではこれ以降の議事の進行につきましては、前田教育長にお願いいたします。
- 教育長 本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ありませんか。
- 委員 なし。
- 教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。  
日程第1、議事録の承認、署名についてであります。  
前回会議の議事録への署名はお済みでしょうか。
- 委員 はい。

- 教育長 それでは、前回の議事録は承認されたものと認めます。  
次に日程第2、委員及び教育長の報告についてであります。  
委員の皆様から何かご報告はございませんでしょうか。
- 委員 10月20日に重富中学校、24日永原・竜門小学校の学校訪問があり出席いたしました。それぞれの学校の児童生徒の授業や、給食の様子などを見させていただきました。また学力向上や生徒指導等の課題についても話し合いました。重富中では特に新しいプレハブ校舎での様子についても見学させていただきました。市内中学校で不登校傾向にある生徒の数がなかなか減らない状況にあることが気になりましたところでした。竜門小では、8月の災害のつめ跡や写真を見させていただきました。子供たちの中には、今も精神的に落ち着かない子もいるというふうに聞きました。学校全体でフォローし、見守っているとのことでした。  
10月26日ハートフルあいらんどに出席いたしました。第一部は帖佐中2年生2人の司会で、ことばのいざみスピーチコンテストがあり、とても素晴らしい、心に残るスピーチを聞くことができ感動いたしました。第二部ではスポーツの果たす役割と題して、薩摩おいどんリーグ実行委員長の小園健一さんによるハートフルトークがありました。とても元気の出るお話をたくさんしていただきました。  
11月4日、姶良・伊佐地区の市町村教育委員会連絡協議会の視察研修があり出席いたしました。小中一貫型教育校である志布志市の伊崎田学園の視察、それから学びの多様化教室松風の視察、それから最後に令和8年度開設予定の志布志市立学びの多様化学校の視察研修をいたしました。特に不登校生への対応についてとても勉強になることでした。  
それから11月6日、市小中学校合同音楽会の午後の部に出席いたしました。どの学校もそれぞれの学校の特色がある、とても素晴らしい発表でした。一生懸命に演奏している姿を見て、姶良市はすごく素直な子どもたちが多いな、と改めて思うことでした。以上です。
- 教育長 他の委員の方から何かございませんか。
- 委員 10月19日、蒲生小学校の運動会に出席しました。秋晴れの中、子どもたちはどの競技にも全力で取り組み、学年を超えて盛り上がる姿がとても印象的でした。特に高学年が低学年をしっかりとリードしており、保護者や地域の皆さんとの温かい応援もあり、学校全体が一体となっている雰囲気で、子どもたちの笑顔溢れるすばらしい運動会でした。以上です。
- 教育長 私から報告いたします。3点ございます。  
まず1点目は、先月16日17日福岡県飯塚市で開催された九州都市教育長協議会に出席し、行政説明の中で文科省の初等中等教育局の説明があり、給特法の改正に係る教師を取り巻く環境整備等について、今年度内の計画策定と公表、そして総合教育会議への報告等の要請がございました。それから2点目は、10月23日に南さつま市立金峰学園で、小中一貫教育及びコミュニティスクールの鹿児島県連絡協議会がありました。今年度、全市町村がこのコミュニティスクール連絡協議会の加盟会員となつたことから多くの方が参加しました。新設校である金峰学園の取り組みや、コミュニティスクールの運営等について、いろいろと参考になる機会を得たところです。最後、3点目は、10月30日に当教育委員会とフリースクール等の民間施設の意見交換会が昨年に引き続き本庁で開催され、フリースクール等の民間施設に通う児童生徒たちの現状と在籍校との連携のあり方等について課題も明らかになり、有意義な意見交換ができたと思います。以上です。  
日程第3、議案第36号、姶良市立学校等在り方検討委員会要綱の制定に関する件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第36号、姶良市立学校等在り方検討委員会要綱の制定に関する件について説明いたします。資料は1ページからになります。最初に資料4ページをお開きください。

先月の教育委員会定例会において、令和7年度姶良市一般会計補正予算（第4号）の附帯決議について説明いたしました。その附帯決議に対する対応方針をまとめましたので、今回の要綱の制定に関連することから、先に対応方針を説明させていただいた後、要綱の内容に入らせていただきます。

それでは1の教育委員会の対応方針について読み上げます。

①姶良市全体の学校（小中学校、幼稚園）に関するものは、「姶良市立学校等在り方検討委員会」を設置し検討する。

②重富小学校の児童の需要予測、校舎建替の基本的な考え方等については、「姶良市教育施設整備等検討委員会」で検討し、重富小学校1号棟改築事業の基本構想・基本計画へ反映する。

③進捗状況については、「姶良市立学校等在り方検討委員会」、「姶良市教育施設整備等検討委員会」の内容を適宜議会へ報告する。

④市民の意見等は、アンケート、市民説明会、パブリックコメントなどを実施しながら反映していく。

⑤「姶良市立学校等在り方検討委員会」、「姶良市教育施設整備等検討委員会」の検討結果は、令和8年度に策定する第2次姶良市教育振興基本計画（後期計画）及び第3次姶良市総合計画へ反映する。

以上の5項目を対応方針として進めて参ります。

2の検討体制ですが、図の中にある学校等在り方検討委員会では、市全体に関する事項として、通学区域、学校施設・敷地、特認校、小中一貫校などについて検討します。その右側の学校施設整備等検討委員会では、重富小学校建て替えのための基本構想・基本計画を、児童の需要予測や建て替えについての基本的な考え方としてまとめます。5ページをご覧ください。

4の全体スケジュールの概要ですが、学校等在り方検討委員会については、本日提案する要綱を議決いただいた後、委員の選任手続きに入り、令和8年10月頃をめどに学校等在り方検討委員会から提言をいただきたいと考えております。なお検討内容が様々な分野に及ぶことから、提言としてまとまらない分野については検討を継続していきたいと考えております。

学校施設整備等検討委員会については、学校等在り方検討委員会からの提言内容を踏まえ、令和8年度下半期で基本構想としてまとめ、令和9年度には基本計画の策定を考えています。

姶良市教育振興基本計画（後期計画）については、前期計画が令和8年度で終了するため、令和9年度からの計画として令和8年度中に策定します。また、学校等在り方検討委員会の提言等は後期計画に反映して参ります。

次に姶良市学校等在り方検討委員会の設置について説明します。（1）目的ですが、人口の増減、自然環境の変化、ライフスタイルの変化など様々な社会的要因を踏まえ、今後のよりよい教育環境、魅力ある教育環境の在り方について検討するため、「姶良市学校等在り方検討委員会」を設置します。（2）所掌事項は、①通学区域について②学校施設・敷地について③特認校について④小中一貫校についての検討になります。（3）検討委員は15人以内で、①小・中学校長の代表②市立幼稚園長の代表③校区コミュニティ代表④P T A 代表⑤民生委員・児童委員代表⑥学識経験者で構成します。（4）検討内容は、第1回で学校の現状、アンケート内容について、第2回でアンケート調査の結果報告、学校の現状・在り方について、第3回で学校の在り方について、第4回で提言内容の検討を計画しております。（5）のスケジュールでは、2月・5月・8月・10月に学校等在り方検討委員会を開催し、2月には保護者に対してアンケート調査を実施する計画です。なお、審議会に報告する前には内容を教育委員の皆様にも説明して参ります。資料6ページをお開きください。5「姶良市教育施設整備等検討委員会」の

設置について説明いたします。

(1) 目的ですが、姶良市立学校（重富小学校）のよりよい教育環境を整備し、充実した教育の実現に向けて必要な事項を検討するため、「姶良市教育施設整備等検討委員会」を設置します。(2) 所掌事項としては、基本構想・基本計画の策定を令和8年度、令和9年度に実施いたします。(3) の検討委員は10人以内で、①重富校区コミュニティ代表②地区民生委員・児童委員代表③重富小学校PTA代表④重富小学校校長⑤重富小学校教諭⑥学校評議委員⑦スクールガードリーダー⑧SSVCなどで構成します。(4) 検討内容は、①令和8年度に基本構想を検討します。基本構想は、重富小学校の位置や機能、規模などに関する基本的な考え方を示し、重富小学校改築基本計画の策定にあたって、論点を整理します。②令和9年度には基本計画を検討いたします。基本計画は、基本構想をもとに具体的な規模、機能、概算事業費など、重富小学校の建て替えに向けた諸条件を整理いたします。(5) スケジュールについては今後検討していきます。

資料2ページにお戻りください。姶良市立学校等在り方検討委員会要綱の骨格案について説明いたします。

第1条から第3条の内容は、5ページで説明した内容と重複しますので割愛いたします。第4条では任期を定め、委員の任期は委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとするとしており、今年度委嘱した委員は、令和8年度末までの任期となります。第5条では委員長及び副委員長について定め、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるものとしております。第6条では会議、第7条では庶務、第8条ではその他に関する事項について定めております。なお、施行期日は本日議決を得られましたら、本日付で施行したいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長

これから質疑を行います。ご質問等ございませんでしょうか。

委員

施設整備等検討委員会の方ですが、建て替えはいつから始まり、子どもたちはいつから建て替えた校舎で過ごすことになるのでしょうか。

事務局

現在のところ未定でございます。財政課が企画部と調整しながら折衝している段階であり、今後は基本構想・基本計画策定の段階までには整備年度を定めていかなければならないと考えております。建設時期については、早い時期を目指していきたいと思っております。以上です。

委員

施設整備等検討委員会の委員に行政の方は入らないのでしょうか。今後検討委員が構想をまとめて提言するときに、余りにもかけ離れた意見が出てくるような気がするのですが。行政の方が入れば現実味がある提言になってくるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか

事務局

委員会から幅広くいろんなご意見をいただきたいという思いがあり、どうしても行政の職員が入ると固い感じになるため、柔軟に今回の場合はしていきたいということで、行政の職員を除いての検討委員会という形にしております。ただ、我々が事務局として入りしっかりと説明して参りますので、心配は必要ない部分ではないかと思っております。在り方検討委員会にても施設整備等検討委員会につきましても、特に施設整備等検討委員会については、建築分野、都市計画等の意見が必要となりますので、行政内で作業部会を作り検討した上で原案を作成し、検討委員会にご意見をいただき原案を修正していく流れとなりますので、ご心配は不要と考えます。以上です。

教育長

他にご質問等ございませんでしょうか。

それでは質疑がございませんので、お諮りいたします。

議案第 36 号は事務局提案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。  
よって議案第 36 号、姶良市立学校等在り方検討委員会要綱の制定に関する件については可決されました。  
次に日程第 4、議案第 37 号、姶良市育英資金事務取扱要領の一部を改正する訓令に関する件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 37 号、姶良市育英資金事務取扱要領の一部を改正する訓令に関する件についてご説明いたします。資料は 7 ページからになります。  
本件は奨学生の健康状態にかかわらず、学ぶ意欲と奨学資金返還の意思がある者が公平に申請できるように姶良市育英資金奨学生選考基準を見直したため、それに伴う様式の変更です。進学募集用の様式から健康状況の欄を削除する改正をするもので、あわせて在学募集用の様式に 1 学年時の成績を記載する欄がないことから欄を追加する改正です。資料の 12 ページをお開きください。今回見直しをした姶良市育英資金奨学生選考基準になります。選考基準として、学業、人物、家計の 3 つの基準が示されておりますが、これまでにはこれに加えて健康の基準として健康状態が良好であって将来社会に十分に活動し得る見込みが確実であること、と定めておりました。4 月に開催された育英会理事会の中で、選考基準について健康を基準とするのは時代に即していないのではないかという意見をいただきました。事務局では、選考基準について国・県の育英財団や、他の自治体の選考基準等について調査したところ、健康状況を選考基準としない自治体が多く、これまでも健康状態を理由に不選考とした事例もありませんでした。そこで、市長と協議をした結果、学ぶ意欲と奨学資金返還の意思を有するものであれば申請できるものとして、健康に関する選考基準を削除いたしました。  
これに伴い姶良市育英資金事務取扱要領の一部改正と、申請用の様式の一部変更をしようとするものです。資料の 10 ページ、姶良市育英資金事務取扱要領の一部を改正する訓令案の新旧対照表をご覧ください。在学募集用の奨学生推薦書様式で、在学 1 年時の学業成績の欄を追加しています。これまでも在学募集の際に 1 年次の成績も必要であったことから、運用上は 1 年時の成績も求めておりました。従いまして今回の改正に合わせて、様式の中に 1 年時の成績欄を加えたものになります。資料の 11 ページをご覧ください。進学募集用の育英会奨学生推薦書の様式になります。こちらはこれまで様式の中に健康状況という欄がございましたが先ほどの説明の通り基準を見直したことから、様式の中から健康状況を削除しようするしようとするものです。以上で説明を終わりります。

教育長 何か質疑等ございませんでしょうか。  
それでは質疑がございませんので、お諮りいたします。  
議案第 37 号は事務局提案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。  
よって議案第 37 号、姶良市育英資金事務取扱要領の一部を改正する訓令に関する件については可決されました。  
次に日程第 5、議案第 38 号、姶良市立学校管理規則の一部を改正する規則に関する件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料の 13 ページをお開きください。

議案第38号、姶良市立学校管理規則の一部を改正する規則に関する件です。次のページをお開きください。姶良市立学校管理規則の一部を次のように改正します。第55条第1項第1号中、4月5日を4月7日（第1学年の児童は入学式の前日）に改めます。この規則は令和8年4月1日から施行します。小中学校の学年初めの休業日について、現在4月1日から4月5日までとしているところですが、この場合4月1日付けで異動してくる先生方が始業式までの期間が短いため、多忙になることから、来年度以降4月1日から4月7日までと改正するものであります。また、始業式と同日に行って入学式を始業式の翌日開催にして、先生たちが新しい学級の最初の日に十分な時間をかけられるようにしたいと考えております。よって、第1学年についての学年の初めの休業日は入学式の前日としたいと考えております。なお、中学校の休業日は同規則第60条において、小学校に関する規定を準用するとなっているため、文言の改正はいたしません。以上です。

- 教育長 何かご質問等はございませんでしょうか。
- 委員 確認ですが、入学式は4月8日ということで合っていますか。
- 事務局 入学式が4月9日になります。休みが7日までで、始業式が8日となります。
- 教育長 曜日の並び、年度によって若干日にちが変わってくることも想定されますが、令和8年度はどうなりますか。
- 事務局 令和8年度は始業式が4月8日、入学式が9日となります。令和10年度が始業式が10日、入学式が11日となります。
- 教育長 それではお諮りいたします。  
議案第38号は事務局提案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。
- 委員 なし。
- 教育長 異議なしと認めます。  
よって議案第38号、姶良市立学校管理規則の一部を改正する規則に関する件については可決されました。  
日程第6、議案第39号、姶良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関する件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 資料16ページになります。  
議案第39号、姶良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関する件になります。蒲生支所の新庁舎の建設に伴い、現在の蒲生公民館図書室から新庁舎内の図書館に移転するため、その位置を定める条例を改正するものとなります。18ページをお願いします。新旧対照表があります。左側改正後の欄、加治木図書館の下に蒲生図書館、位置が蒲生町上久徳 2399番地と定めております。右側の方の蒲生公民館図書室と住所を削除するということになります。附則において、視聴覚ライブラリーの取り扱いを姶良視聴覚ライブラリーで一元化して対応しているため、この蒲生視聴覚ライブラリーも削ることになります。施行日を令和8年8月1日と考えております。以上です。
- 教育長 質疑はございませんでしょうか。  
それでは質疑がないようですので、お諮りいたします。  
議案第39号は事務局提案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

- 委員 なし。
- 教育長 異議なしと認めます。  
よって議案第 39 号、姶良市立図書館の位置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関する件については可決されました。  
議案は以上となります。それでは、日程第 7、事務連絡に入ります。  
まず委員の皆様からご連絡等ございませんでしょうか。  
なければ事務局からお願いします。
- 事務局 本日皆様に机上配付させていただきました、令和 8 年教育委員会定例会開催日日程調整表をご覧ください。下欄をご覧ください。姶良市教育委員会の行政組織等に関する規則の抜粋です。第 5 条第 2 号で、定例会は毎月 10 日に招集する、ただしその日が土曜日、日曜日または休日に当たるとき、その他特別の事情があるときは、教育長はその期日を変更することができると定めがございます。この規則に合わせまして、来年度の日程を 10 日という形に入れさせていただいて、土日にあたる場合は、前日・前々日に候補日として入れてあるところでございます。ご都合の悪い日がございましたらご連絡いただき、年間スケジュールを計画していくたいと考えております。4 月の市立幼稚園入園式や新任教職員宣誓式については予定として入れてあります。
- 教育長 他に事務局からありませんか。
- 事務局 後程チラシをお配りしますが、加治木郷土館の方で第二次世界大戦のヨーロッパと日本という特別展を今月 1 日から開催しております。歴史民俗資料館のほうでも、昭和 100 年という特別展も開催しておりますので、ご覧になっていただければと思います。よろしくお願いします。
- 教育長 他にございませんでしょうか。  
それでは最後に行事予定の確認を行います。
- <各課より行事予定の説明>
- 教育長 全体を通して何かご質問等ございませんでしょうか。
- 委員 なし。
- 教育長 それでは以上で本日のすべての議事は終了いたしました。  
お諮りいたします。  
本日の議事録の字句等の軽微な訂正につきましては、その整理を私にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 委員 なし。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の字句等の軽微な訂正は私に委任されました。以上で令和 7 年第 11 回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。

会議の顛末について、相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月7日

教育長

教育委員

教育委員

教育委員

教育委員

事務局職員